

特定非営利活動法人日本小児循環器学会 定款施行細則

第 1 条 会費年額は次のとおりとする。

- (1) 正会員（医師）： 15,000 円
正会員（医師以外）： 8,000 円
- (2) 団体会員： 12,000 円
- (3) 賛助会員： 100,000 円

第 2 条 日本小児循環器学会名誉会員（以下名誉会員）

名誉会員は下記の正会員から本学会の理事会が推薦し、評議員会、総会の議をへて、理事長がこれに推戴し、名誉会員の称号を授与する。

- (1) 会長、理事の経験のある者
- (2) 本学会に対して格別に顕著な功績のあった者
- (3) 以上何れかに該当する者で推戴の年の 4 月 1 日に 65 歳以上の者

2 名誉会員の任期は終身とする。

3 名誉会員は年会費および学術集会参加費を免除される。

4 名誉会員は、評議員会の通知を受け、任意にこれに出席して意見を開陳することができる。

5 名誉会員には理事長から推戴状を贈呈する。

6 現職理事は任期中に 65 歳となっても名誉会員には推戴せず、任期が終了する年の総会で推戴する。

第 3 条 日本小児循環器学会特別会員（以下特別会員）

特別会員は下記の正会員から本学会の理事会が推薦し、評議員会、総会の議をへて、理事長がこれに推戴し、特別会員の称号を授与する。

- (1) 本学会の評議員を 15 年以上務めた者
- (2) 本学会に対して顕著な功績のあった者
- (3) 以上何れかに該当する者で推戴の年の 4 月 1 日に 65 歳以上の者

2 特別会員の任期は終身とする。

3 特別会員は年会費および学術集会参加費を免除される。

4 特別会員は評議員会の通知を受け、任意にこれに出席して意見を開陳することができる。

5 特別会員には理事長から推戴状を贈呈する。

6 現職評議員は任期中に 65 歳となっても特別会員には推戴せず、任期が終了する年の総会で推戴する。

第 4 条 日本小児循環器学会理事選任

本学会の理事は、定款第 14 条の規定により評議員の中から選出する。評議員の互選による選出理事は 12 名とし、理事会で選任する。理事長は選出理事の互選とし、副理事長は理事長の指名後、理事会が承認する。

- 2 選出理事による理事会は、若干名の推薦理事を選任する。推薦理事は、地区別、専門別の均衡化、方針の一貫性の維持を考慮して選ばれるものとする。
- 3 理事の選挙は、定款施行細則第 5 条に定める。
- 4 理事選挙の年の 1 月 31 日までに選挙管理委員会を発足させる。選挙管理委員は評議員の中から理事会の議をへて理事長が指名する。
- 5 理事は選挙の年の 4 月 1 日において 65 歳未満でなくてはならない。

第 5 条 日本小児循環器学会理事選挙施行

理事選挙は選挙管理委員会がその業務を管理する。選挙管理委員会は理事会の議をへて理事長が指名した委員 5 名をもって構成し、互選により委員長を選出する。任期は 2 年とする。

- 2 選挙人および理事の被選挙人は理事選挙の行われる年の 3 月 31 日現在の評議員とする。選挙管理委員は理事候補となることはできない。
- 3 理事候補者は、別に定める理事選挙立候補届けを、選挙管理委員会に投票日の 90 日前までに提出する。
- 4 選挙管理委員は提出された理事選挙立候補届に基づいて理事候補者一覧表を作成し、選挙人に関する公示を投票日の 30 日前までに行う。
- 5 理事選挙は以下のごとく施行する。
 - (1) 投票は所定の用紙を用い、全国一斉に郵便によって行う。
 - (2) 投票締切日は 4 月 30 日の消印有効とする。送り先は日本小児循環器学会選挙管理委員会とする。
 - (3) 投票は 12 名以内の制限連記で行う。
 - (4) 当選は投票数の順位の上位 12 名とする。得票数が同じであるときは 1) 会員歴、2) 評議員歴、3) 卒後年数の順に、その期間が長い者を上位とする。ただし、12 名のうちには女性の最多得票者 1 名、外科系の上位得票者 3 名を含むものとする。
 - (6) 得票数は非公開とする。
 - (7) 記入に著しい不都合があった場合は選挙管理委員会により無効とすることができる。
 - (8) 選挙管理委員長は、当選者には開票後ただちに通知し、投票日から同年総会の間には当選者が辞退、死亡したときは得票数の次位のものを順次繰り上げ当選とする。
- 6 理事の選出にあたって、定款、定款施行細則に定めのない事項については選挙管理委員会の権限に属するものとする。

第 6 条 日本小児循環器学会監事選任

監事は、定款第 14 条の規定により社員の中から選出する。監事は前任者の任期満了の年に行われる評議員会において推薦し、総会で選任する。

2 監事は 1 人以上 3 人以内とする。

第 7 条 日本小児循環器学会庶務

庶務は、評議員の中から理事会で選任し、総会に報告する。

2 庶務は理事会・評議員会・総会に出席し、議事録を作成し、また意見を述べるができる。

第 8 条 日本小児循環器学会会長

会長は、理事会、評議員会で推薦し、総会で承認される。

2 会長立候補者は、書面で理事長に申請する。

3 会長は、必要に応じ理事会に出席し、理事会と密接な連絡調整のもとに学術集会を運営する。学術集会は毎年 1 回開催する。

4 会長の任期は 1 年とし、主宰する定期学術集会前年の 8 月 1 日から始まり、翌年の 7 月 31 日に終わる。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

第 9 条 日本小児循環器学会評議員

本会の評議員は、本会の正会員で次の資格を具えるものでなければならない。

- (1) 小児循環器学に造詣が深いこと
- (2) 本会において活発な活動を行っていること
- (3) 引き続き 7 年以上本会の正会員であること
- (4) 日本循環器学会会員または日本心臓病学会会員であること

2 評議員の任期は 2 年とし、更新の年の 8 月 1 日から始まり、翌々年の 7 月 31 日に終わる。任期 2 年に満たない者も、更新の年の 7 月 31 日に終わる。ただし、何れも再任は妨げない。

3 評議員数は、正会員数の 10%前後とする。

4 新たに推薦される評議員は、次項に定める資格申請に基づいて理事長が理事会の議をへて推薦し、総会の議決に基づき委嘱する。

5 本会の評議員の推薦方法は次の通りとする。

- (1) 本会評議員 2 名以上連記の推薦を要する。
- (2) 略歴、小児循環器学に関する主要業績目録を通常総会の 2 か月前までに理事長に提出する。

6 任期更新にあたっては次の条件が満たされる者とする。

- (1) 引き続き評議員として学会に貢献する意志のある者
- (2) 前任期間中、評議員会への正当な理由のない欠席が1回以下の者
- (3) 学会活動が活発であること
- (4) 更新の年の4月1日に65歳未満であること
- (5) 日本循環器学会会員または日本心臓病学会会員であること

7 任期を更新する場合は、通常総会の2か月前までに、前項の条件を満たすことを明記した所定の書面を理事長に提出することとする。

第10条 評議員会

議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない事由のため会議に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した評議員は、評議員会の定足数について出席したものとみなす。
- 4 特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わるできない。

第11条 委員会

会務の執行のため、理事会の議決により、常置委員会、臨時委員会等を設置する。

- 2 委員会は、別に定める委員会規則に準じて運営される。
- 3 委員会は理事会の議決により解散する。

第12条 入会手続

入会申込み後、当該年度の会費納入をもって入会とする。

第13条 定款施行細則の変更

本施行細則を変更しようとするときは、理事会で審議し、理事会に出席した理事（社員）総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

附 則

- 1 特定非営利活動法人 日本小児循環器学会定款施行細則は、同法人が設立された日から適用される。

- 2 この法人設立当初の評議員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成19年7月31日までとする。
- 3 第1条の賛助会員会費の変更、第2条と第3条の1項および3項の修正ならびに追加した第11条、第12条については、平成19年7月5日から適用される。
- 4 第1条(1)の追加については、平成22年7月8日から適用される。
- 5 第8条1項(3)の修正ならびに(4)の追加、6項(5)の追加については平成25年8月1日より適用され、第1条(1)正会員(医師)の会費変更は平成26年5月1日より適用される。
- 6 第5条3項、4項、5項の修正ならびに6項の追加については平成26年8月1日より適用される。
- 7 第6条、第10条、第12条の変更ならびに第7条の追加、第7条追加に伴う同条以降の条名の変更は平成27年8月1日より適用される。
- 8 第2条、第3条、第4条、第5条の変更は平成28年9月22日より適用される。